



埼玉県報

第183号
令和3年(2021年)
2月16日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 県道太田熊谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規 則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十三条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

(埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百六十二号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

路線名	太田熊谷線
供用開始の区間	熊谷市中奈良字馬場一〇七七番三地从先から 同市下奈良字中妻西六〇九番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和三年二月十六日
備考	平成二十八年八月二十六日付け熊谷県土整備事務所長告示 第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一三四・一五メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年八月二十六日

指令越建セ第〇二〇一二〇号

二 検査済証番号

令和三年二月十日

越建セ第三七〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中三百番十六、三百番十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市栄町二丁目二百九番地 ハイツカトレアA二〇三号

並木 宏典